

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 社会福祉法人の知的障害者グループホーム施設の  
整備に対する助成金の交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人(以下「法人」という。)が行う心身障害者福祉施設の整備事業に対する助成金の交付に関し必要な事項を定め、もって心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 この助成金は、法人が行う知的障害者グループホーム施設の施設、備品等の整備事業を交付の対象とする。

(助成金の交付)

第3条 会長は、前条の整備事業(以下「助成対象事業」という。)を行う法人に対し、別表の種目の欄に掲げる経費ごとに、基準額の欄に掲げる額に助成率の欄に掲げる率を乗じて得た額を限度とし、予算の定める範囲内において、助成金を交付することができる。

(申請方法等)

第4条 法人は、助成金の交付を受けようとするときは、申請書に次の書類を添えて平成20年10月1日から同月10日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 申請額算出内訳書
- (4) 歳入歳出予算書
- (5) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 会長は、助成金の交付を決定したときは、法人に対してその旨を通知する。

2 会長は、前項に規定する決定をしたときは、必要と認める条件を付することができる。

(計画の変更等)

第6条 助成金の交付決定を受けた法人は、助成対象事業の計画を変更し、又は助成対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第7条 助成金の交付を受けた法人は、助成金を助成対象事業以外の用途に使用してはならない。

(事業実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた法人は、助成対象事業が完了したとき又は第6条の規定により助成対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、これらの事実のあつ

た日から1箇月以内に事業実績報告書を提出しなければならない。ただし、この事業実績報告書は平成21年3月31日までに提出しなければならない。

(事業の検査)

第9条 会長は、助成金の交付決定を受けた法人に対し、随時事業の実施状況を検査することができる。

(決定の取消し)

第10条 会長は、助成金の交付決定を受けた法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項に規定する条件が付されている場合において、その条件に違反したとき。
- (2) 助成対象事業の計画を縮小し、又は助成対象事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 第7条の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(助成金の返還)

第11条 会長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年3月31日をもって、廃止する。

別表（第2条関係）

種 目	助成対象経費	基準額	対象施設	助成率
施 設 整 備 費	<p>1 次に掲げる施設整備に必要な工事費、工事請負費及び工事事務費（工事施工のために必要な設計費、工事監理料等）のうち会長が認めるもの</p> <p>1 本体工事</p> <p>2 暖房設備工事</p> <p>3 昇降機設備工事</p> <p>4 スプリンクラー設備工事</p> <p>5 外構工事</p> <p>6 その他会長が必要と認める工事</p> <p>2 施設の大規模改修に必要な工事費、工事請負費及び工事事務費（工事施工のために必要な設計費、工事監理料等）のうち会長が認めるもの</p>	<p>会長が定める助成対象経費の額（ただし、助成対象事業につき収入がある場合はその収入額を控除した額とする。）</p>	<p>知的障害者グループホーム</p>	<p>10分の5</p>
備 品 整 備 費	<p>初年度備品及び1件10万円以上の備品の整備に必要な経費のうち会長が認めるもの</p>			